

京都市交通局管理規程第4号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年8月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第10条技術監理課の項中第12号中「(停留所の上屋を含む。ただし、広告付きバス停上屋を除く。以下この項において同じ。)」を「(乗合自動車の停留所の上屋を除く。)」に改め、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 乗合自動車の停留所の上屋の工事の計画，設計及び施工管理並びにこれらの保守に関すること。

附 則

この規程は，公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)